



国内規律裁定委員会 裁定

国内規律裁定委員会において以下の件について審議され、処分内容が裁定された。

件 名 全日本ロードレース選手権第1戦 もてぎ大会における大会審査委員会からの
上申（2013年3月31日）
「JSB1000クラスにおけるスタート練習時の接触事故について」

控訴内容

審議の内容

同大会 JSB1000 クラスウォームアップラップのチェッカー後、スタート練習場所として定められているヘアピン立ち上がり場所 16.2 付近にスタート練習の為、停車中のゼッケン 27 番車両にゼッケン 40 番車両が追突する事故が発生し、当該大会審査委員会にて競技結果については、失格の裁定が下され、大会審査委員会及び主催者は、重大な事故につながる行為であり、安全上、更なる処分が必要であると判断し、規律裁定委員会に上程した。

対象者氏名：佐藤 宏司 （ライセンスNo.046133） ロードレース国際

裁 定

- ・ 佐藤選手は国際ライセンスホルダーであり、後輩の指導的立場にあることを自覚しなければならない。
- ・ チェッカー直後の周回も、重大事故に繋がりやすいもっとも注意を払うべき危険区間であることを充分認識し、注意を怠ってはならない。

よってライセンス資格停止「3ヶ月」の罰則を課する。

ライセンスの停止期間は、ライセンス返納時より3ヶ月間とする。

以上を国内規律裁定委員会の最終決定とする。

平成 25 年 4 月 17 日
(一財) 日本モーターサイクリススポーツ協会